



芸術・文化に親しんでみませんか



あらかわ俳句吟行会

自宅で俳句を詠んで、投句してみませんか。

- 題** 夏・秋の季語
- 対象** ▶一般の部…区内在住・在学・在勤の方
▶小学生の部・中学生の部…区内在住・在学の方
- 賞(各部門)** ▶優秀1句 ▶秀逸5句
- 賞品** ▶一般の部…区内共通お買い物券
▶小学生の部・中学生の部…図書カードN E X Tまたは俳句グッズ

- 選者** 荒川区俳句連盟会長・佐々木忠利氏ほか
- 投句方法** はがき・ファクス・荒川区ホームページで、住所・氏名・年齢(小学生の部・中学生の部は学校名・学年も)・電話番号・俳号(ある方のみ)・作品(ふりがな)を記入
※1人5句まで、未発表の作品に限ります
※投句用紙は指定しません
※応募作品は返却せず、著作権は荒川区に帰属します
- 締切り** 10月24日(出) **主催** 荒川区俳句連盟、荒川区
- 応募問合せ** 〒116-8501(住所不要)荒川区役所3階文化交流推進課文化振興係「あらかわ俳句吟行会」担当へ ☎内線2522 ☎(3802)4769

俳句のまちあらかわ フォト俳句コンテスト

俳句と写真をセットにした「フォト俳句」のコンテストを行います。

- テーマ** 荒川区の風景 ※荒川区内の史跡や景色等
- 対象** ▶一般の部…中学生以上の方
▶子どもの部…小学生以下のお子さん
- 賞・賞品(各部門)** ▶特選(3句)、入選(6句)…荒川区の工芸品
▶佳作(9句)…荒川区オリジナルグッズ
- 選者** 俳人・有馬朗人氏、対馬康子氏、佐々木忠利氏

- 応募用紙の配布** 10月1日(木)から区役所6階観光振興課等で
- 応募方法** 郵送・下記ホームページで、応募用紙と作品を、〒100-0011東京都千代田区内幸町2-1-4日比谷中日ビル3階「フォト俳句コンテスト」事務局(株式会社東京アドレップ内)へ
HP <https://www.haikunomachiarakawa.com>
- 応募期間** 10月1日(木)～令和3年1月15日(金)必着
- 問合せ** 観光振興課観光振興係 ☎内線461

荒川ふるさと文化館で伝統工芸技術に触れてみよう

■パネル展・伝統工芸品特別公開・図書館ミニコーナー

伝統工芸に関するパネル展示や、寄贈された花籃「赫翼」(武関翠筆作)の公開等を行います。

- 日時** 10月1日(木)～11日(日)午前9時30分～午後5時(企画展示室の入館は午後4時30分まで)
- 場所** 1階企画展示室・あらかわ伝統工芸ギャラリー、3階南千住図書館

■あらかわ座市

区内の職人による伝統工芸品の展示・販売を行います。

- 日時** 10月3日(土)・4日(日)・10日(土)・11日(日)午前9時30分～午後4時30分
- 場所** 1階あらかわ伝統工芸ギャラリー、地下1階視聴覚室
- 主催** 荒川区伝統工芸技術保存会

会場・問合せ 荒川ふるさと文化館 ☎(3807)9234 ※10月5日(月)・8日(木)は休館 ※期間中は入館料無料

歩きやすい、きれいなまちに

申請・申込み・問合せ

- ▶区道上…施設管理課占用係(区役所北庁舎2階) ☎内線2714
- ▶都道上…東京都第六建設事務所管理課(監察担当) ☎(5845)8079

道路に物を置いてはいけません

道路上に商品や、看板・のぼり旗等を置くことは、車・歩行者等の安全な通行を妨げるため、罰則をもって禁止されています。
※道路を不法占用した者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます

道路上の袖看板や日よけ等は「道路占用許可申請」を

道路上に袖看板や日よけ等が出る場合や、工事等で足場や仮囲い等を設置する場合は、道路管理者(区役所等)に「道路占用許可申請」をしてください。

表示面積2.0㎡以下の自家用広告物等は道路占用料が免除されます

道路占用料が免除になる物件でも、「道路占用許可申請」が必要です。

許可を受けている場合でも、定期的に点検や補修を行う等、安全な維持管理に努めてください。

道路占用許可が受けられる例

道路占用許可が受けられない例



違反広告物をなくしましょう

区では、電柱や街路樹等にはられたはり紙・看板等のうち、条例・規則に反した違反広告物を撤去しています(令和元年度は約1万8000件)。
違反広告物を見かけたら、区へ連絡してください。

違反広告物除却協力員として活動しませんか

区では、違法にはられたはり紙や、立看板等の違反広告物をなくすために活動していただける協力員(ボランティア)を募集しています。

- 委嘱・活動開始** 10月(予定)
- 対象** 区内在住の20歳以上の方
- 定員** 20人程度(申込順)
- 活動内容** 違反広告物(はり紙)の撤去

屋外広告物の表示は「許可申請」を

屋外広告物は、建物の屋上や外壁に設置されている会社名等の商業広告だけでなく、文字が表示されていない絵や商標等も含まれます。区内で屋外広告物の表示等をする場合は、区に「許可申請」をしてください。

合計面積が一定以下の自家用広告物は、許可申請は必要ありません

- ▶自家用広告物 自己の店舗やテナント等に、その店名や名称等を表示した広告物
- ▶用途地域ごとの合計面積の上限

用途地域	合計面積
第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域等	5㎡以下
第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域等	10㎡以下

